

クローバー学童クラブ利用申込みのご案内

学童クラブとは

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後等における遊びと生活を支援し、児童の健全な育成を行う場所です。

利用できる条件

次の1～3のいずれかに該当する児童が対象となります。

- 1 区内にある小学校の1年生から3年生までの児童
- 2 区外の小学校の1年生から3年生までに在籍し区内に住所のある児童
- 3 その他特に必要があると認める児童

利用期間

2022（令和4）年4月1日から2023（令和5）年3月31日まで

受付期間

2021（令和3）年11月16日（火）～

2021（令和3）年12月16日（木）

※最終日は19時まで ※日曜・祝日は申請できません

(1) 提出先 墨田区ひきふね保育園 8時30分～17時

電話 03-3610-0263（2022年3月31日まで）

(2) 利用決定者は面談を行うため、墨田区ひきふね保育園と面談日の調整をいたします。

(3) 令和3年12月16日以降も定員に空きがある場合、随時受付を行いますが、4月1日からの利用ができないことがあります。

決定通知

利用の可否は書類選考のうえ決定し、令和4年1月上旬に通知書を郵送します。

申請にあたっての注意事項

- (1) 定員を超えて申請があった場合には、学童クラブを利用できないことがあります。
- (2) 今年度は社会福祉法人愛理会クローバー学童クラブ実施要綱に基づき、指数（点数）計算により利用の可否を決定します。11月16日～12月16日は先着順ではありません。

- (3) 育成を行ううえで必要な場合は、保護者の了承を得て、在籍していた保育園等に在籍時の状況を確認する場合があります。
- (4) 申請内容の変更は、利用承認通知書が到着するまで行うことはできません。
- (5) 書類に不備がある場合は、受付できません。期間内に必要書類を提出できない場合は、一斉受付の審査対象外になりますので、お早めに申請書類をご準備ください。

利用について

- (1) レギュラー会員とレギュラー会員以外の2パターンがあります。
- (2) 育成日：月曜日～土曜日（日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）を除く）
- 育成時間・育成料は以下の表になります。以下の表をご覧ください。

◎レギュラー会員

育成日	通常育成時間	育成料 (月額)	延長育成時間	延長育成料 (月額)
月曜日から 金曜日	授業終了後から 18:00	14,000円	7:15~8:00	+2,000円
			18:00~19:00	+2,000円
月曜日から 土曜日	授業終了後から 18:00	16,000円	7:15~8:00	+2,400円
			18:00~19:00	+2,400円

- ※ おやつ代を含みます。
- ※ 朝延長・夕延長のスポット利用は700円です。

◎レギュラー会員以外の利用希望について

- ・学童クラブを利用していない地域の児童の土曜育成
- ・他の学童クラブを利用している児童の土曜育成
- ・春休み、夏休み、冬休み等の長期学校休校日の利用を希望する方

育成日	通常育成時間	育成料 (年額)	延長育成時間	延長育成料 (日額)
Saturday 会員	授業終了後から 18:00	25,000円	7:15~8:00	+700円
			18:00~19:00	+700円
Summer 会員	8:00から18:00 月~金	14,000円	7:15~8:00	+700円
			18:00~19:00	+700円
Spring 会員	8:00から18:00 月~金	7,000円	7:15~8:00	+700円
			18:00~19:00	+700円
Winter 会員	8:00から18:00 月~金	7,000円	7:15~8:00	+700円
			18:00~19:00	+700円

- ※ おやつ代を含みます。
- ※ Summer会員・Spring会員・Winter会員で土曜日もご利用される方は上記の育成料にプラス2000円いただきます。

延長育成及び土曜育成について

- (1) 延長育成時間、土曜育成時間は P2 ページに記載している表の通りです。
 - ・夕延長（18 時か 19 時又は場合により個別対応により 20 時まで）
 - ・夕延長を利用する場合は、保護者のお迎えが必要です。
 - ・土曜育成のみを利用することも可能です。
- (2) 新たに利用する場合は、利用する一週間前までに申請が必要です。
休校日や土曜育成日は給食を提供します。給食材料の発注の必要性があり、早い段階での人数把握が必要です。
- (3) 延長保育を取りやめる場合は、取りやめる月の前月 20 日までにその申請がないと、取りやめできません。（期日を過ぎると、延長を利用していなくても 1 か月分の延長・土曜育成料がかかります。）

育成料納入方法

- (1) 支払い方法は、キャッシュレス決済となります。
- (2) 請求日など登録方法などの詳細は入会決定後、別途お知らせいたします。
- (3) 月の途中で、利用開始や利用辞退した場合も、1 か月分の育成料がかかります。
- (4) 育成料は前月末日までにお支払いください。
- (5) スポット延長料（日額延長料）は、月末締め翌月請求となります。

給食を食べる方へ

※給食費は月末締め、翌月の請求となります。（一食 400 円）

育成料の未納については学童クラブの運営に直接影響します。児童の健全な育成を行うため保護者の方のご協力をお願いいたします。

また、未納が続く場合、退会などの対応を行わざるを得ない場合があります。育成料についてはご相談ください。

育成料の減額・免除について

1 育成料の減額・免除を受けられる方、必要な証明書類等

対象者	育成料	証明書類等
生活保護の方	免除	生活保護の受給証明書の原本
住民税非課税の方	半額	住民税非課税証明書の原本 (令和3年度)
就学援助等受給の方		就学援助認定通知書(就学奨励費決定通知書)の写し (令和3年度)
兄弟姉妹が 2人以上同時に利用する方		証明書類は必要ありませんが、減額・免除申請書をご提出ください (2人目以降のみ減額になります)

2 申請方法・時期

『学童クラブ育成料減免・免除申請書』に上記書類等を添付し、利用承認通知書を受け取り後
面談時までの間に提出してください。

利用申請に必要な書類

- (1) クローバー学童クラブ・レギュラー会員利用申込書(児童1人につき1枚提出)
- (2) クローバー学童クラブ・レギュラー会員以外の利用申込書(児童1人につき1枚提出)
- (3) 在職証明書・就労状況申出書(就労状況がわかる書類)【表1参照】
- (4) 保護者状況確認書
- (5) クローバー学童クラブ育成時間延長申込書(利用申請する場合のみ児童1人につき1枚提出)
- (6) その他の書類(該当する場合に提出)【表2参照】

※ 兄弟姉妹で同時に申請する場合、弟妹の申請に必要な(3)～(5)の書類は兄弟の写しの提出でも構いません。この場合、書類の余白に「兄(姉)〇〇に原本添付」と記入してください。

※ 利用申請時は申請書類一式、および各種証明書や障害者手帳等の添付書類を写しで提出する方は、書類のコピーをご持参ください。

利用申請後の流れ

- (1) 利用承認または利用不承認の通知を1月上旬に通知します。
- (2) 保護者・対象児童との面談 1月末より2月を予定
- (3) 保護者への現地説明会 3月を予定

入会が決定した会員の提出書類

- (1) クローバー学童クラブ保護者同意書
- (2) 非常災害時引き渡しカード
- (3) クローバー学童クラブ児童の登室・帰宅経路図
- (4) その他、クローバー学童クラブが必要と認めた書類

【表1】父、母、その他の保護者それぞれの証明書・保護者状況確認書が必要になります。

保護者等の状況	提出書類	添付書類
就労（外勤） ※雇用されている方 就労（自営・内職） ※自営業・事業主・フリーランス等	在職証明書 （就労状況申告書を含む）	不規則勤務等の方は勤務予定表または直近3か月以内のうちの <u>1か月分</u> の勤務予定表または勤務実績等 ・会社の運営または業務の実態が確認できる書類（保護者の双方が同一の会社等の場合は添付1枚で可） （例）開業届・営業許可証・事務所等の賃貸借契約書・仕入れ伝票・パンフレットやホームページ等
就学・技能習得	自己申告書	在学証明書または入学許可証の写し （在学期間の記載があるもの）
出産		母子手帳の写し（分娩予定日の記載があるページ）
疾病（入院）		入院証明書または診断書の写し （入院期間の記載があるもの）
疾病（居宅内）		診断書の写し （療養期間の記載があり、児童の育成が困難であることがわかるもの）
障害		身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳、または診断書の写し（診断書は療養期間の記載があり、児童の育成が困難であることがわかるもの）
介護・看護		介護保険被保険者証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳、または診断書の写し（診断書は介護・看護の必要性がわかるもの）

備考

※申請に必要な書類は3か月以内に発行されたものが有効となります。

※複数の添付書類または上記の書類以外に必要な提出をお願いする場合があります。

※在職証明書は所定の書式でご提出ください。やむを得ない理由により所定の書式での提出が出来ない場合は、申請前に墨田区ひきふね保育園にご相談ください。

【表 2】

その他（該当する場合）	提出書類
転居	住宅賃貸契約書・売買契約書の写し（転居先住所、転居予定日、入居者氏名の記載があるページ。金額等は塗りつぶして構いません。）または申立書
ひとり親	児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証の写し、児童育成手当認定通知書の写し、児童育成手当受給証明書の写し、戸籍謄本の写し、離婚届受理証明書の写し等のひとり親が証明できる書類
離婚調停・協議中	家庭裁判所の調停期日通知書の写し、弁護士による証明書等の離婚調停中または協議中であることが証明できる書類
障害のある児童	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳（1級または2級）の写し

特別な支援が必要なお子様の受入れについて

〈審査基準〉

- (1) 心身の健康状態が安定していること。
- (2) 集団生活に支障をきたさないこと。
- (3) 指導員とのコミュニケーションがとれること。
- (4) 自力通所（保護者等の援助含む）が可能なこと。
- (5) 受け入れ施設に支障がないこと。

学童クラブに看護や療育の専門職員はいないため、事前にかかりつけ医等と学童クラブ生活についてご相談ください。また、障害等のあるお子様が複数在籍している場合、定員に空きがあっても入室できない場合があります。

夜間就労を含む不規則時間勤務の計算について

不規則時間勤務の場合は、勤務予定表または直近3か月のうち1か月分の勤務実績表をもとに、月初めから起算した平日20日間の勤務日数を4で割った数を平日勤務日数とし、13時から18時までの勤務時間を計算します。

このうち、夜間就労を含む不規則時間勤務の計算方法は以下のとおりです。

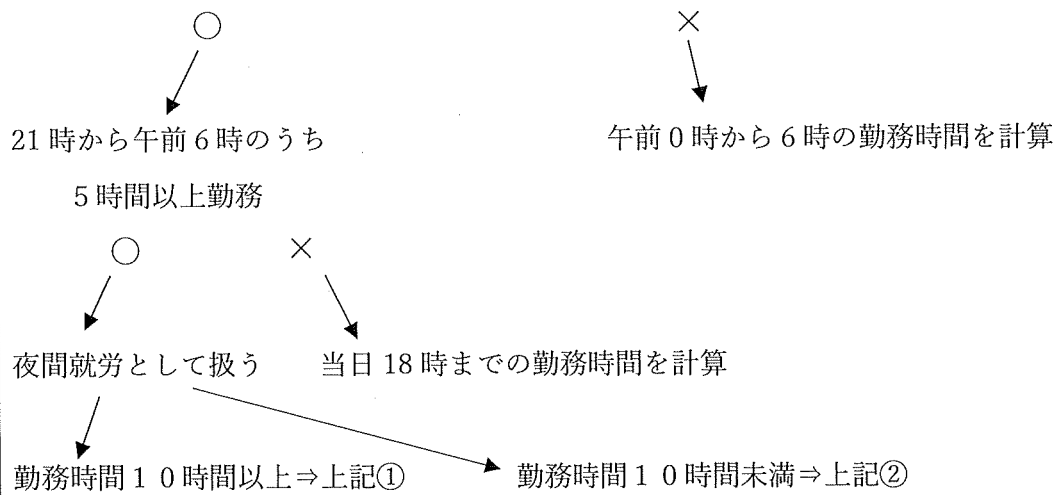
- (1) 21時から翌午前6時まで6就労時間を当日就労、午前0時から午前6時までの就労時間を翌日就労として指数を計算します。
- (3) 13時から18時までの就労がある場合は夜間の就労時間と合算します。

なお、1回の勤務の合計時間が

- ① 10時間以上の場合は、当日18時以前と21時から午前0時を当日就労、午前0時から6時の勤務時間を翌日就労として計算します。
- ② 10時間未満の場合は、当日18時以前を当日就労、午前0時から6時の勤務時間を翌日就労として計算します。

また、(2)により就労時間を割り振った平日は勤務日として計算します。

月初めから起算した平日20日間のうち、13時～18時に1時間以上勤務のある日が4日以上あること（17時までに就労についていること・土日にまたがる勤務を除く）



学童クラブ利用選考基準

1 基準指数

番号	保護者の状況		基準指数	
	類型	細目		
1	児童の両親がいない場合で、保護者が就労、疾病等のため適切な育成をすることができないとき、又は児童福祉の観点から区長が特に必要と認める場合		100	
2	居宅外労働	週のうち平日5日かつ午後1時から午後6時までのうち5時間の就労を常態としているもの	65	
3		週のうち平日5日かつ午後1時から午後6時までのうち4時間以上の就労を常態としているもの	60	
4		週のうち平日5日かつ午後1時から午後6時までのうち3時間以上の就労を常態としているもの	55	
5		週のうち平日5日かつ午後1時から午後6時までのうち2時間以上の就労を常態としているもの	50	
6		週のうち平日4日かつ午後1時から午後6時までのうち5時間の就労を常態としているもの	60	
7		週のうち平日4日かつ午後1時から午後6時までのうち4時間以上の就労を常態としているもの	55	
8		週のうち平日4日かつ午後1時から午後6時までのうち3時間以上の就労を常態としているもの	50	
9		週のうち平日4日かつ午後1時から午後6時までのうち2時間以上の就労を常態としているもの	45	
10		週のうち平日3日かつ午後1時から午後6時までのうち5時間の就労を常態としているもの	55	
11		週のうち平日3日かつ午後1時から午後6時までのうち4時間以上の就労を常態としているもの	50	
12		週のうち平日3日かつ午後1時から午後6時までのうち3時間以上の就労を常態としているもの	45	
13		週のうち平日3日かつ午後1時から午後6時までのうち2時間以上の就労を常態としているもの	40	
14		平日午後1時から午後6時までの間の就労を常態としているもので番号2から番号13までに該当しないもの	35	
15		その他証明によらないもの	30	
16		居宅内労働	週のうち平日5日かつ午後1時から午後6時までのうち5時間の就労を常態としているもの	55
17	週のうち平日5日かつ午後1時から午後6時までのうち4時間以上の就労を常態としているもの		50	
18	週のうち平日5日かつ午後1時から午後6時までのうち3時間以上の就労を常態としているもの		45	
19	週のうち平日5日かつ午後1時から午後6時までのうち2時間以上の就労を常態としているもの		40	
20	週のうち平日4日かつ午後1時から午後6時までのうち5時間の就労を常態としているもの		35	
21	週のうち平日4日かつ午後1時から午後6時までのうち4時間以上の就労を常態としているもの		45	
22	週のうち平日4日かつ午後1時から午後6時までのうち3時間以上の就労を常態としているもの		40	
23	週のうち平日4日かつ午後1時から午後6時までのうち2時間以上の就労を常態としているもの		35	
24	週のうち平日3日かつ午後1時から午後6時までのうち5時間の就労を常態としているもの		45	
25	週のうち平日3日かつ午後1時から午後6時までのうち4時間以上の就労を常態としているもの		40	
26	週のうち平日3日かつ午後1時から午後6時までのうち3時間以上の就労を常態としているもの		35	
27	週のうち平日3日かつ午後1時から午後6時までのうち2時間以上の就労を常態としているもの		30	
28	平日午後1時から午後6時までの間の就労を常態としているもので番号16から番号27までに該当しないもの		25	
29	その他証明によらないもの		20	
30	出産	出産予定日の属する月及び当該月の前後それぞれ2月（出産後のみ利用の場合は、出産日の属する月、その翌月及び翌々月）以内のもの	60	
31	疾病	入院	入院開始日から1月以上の場合	65
32		居宅内	寝たきりの場合	65
33			常時安静又は週3日以上通院若しくは通所を要する場合	60
34			番号32及び33以外の一般療養の場合	55
35	心身障害	身体障害者手帳1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級又は愛の手帳1度、2度若しくは3度を保持するもの		65
36		身体障害者手帳3級、4級、5級若しくは6級、精神障害者保健福祉手帳3級若しくは愛の手帳4度を保持するもの又はその他の障害認定を受けたもの		60
37	介護・看護	居宅外	介護、看護又は通院等の付添いをするもの（番号2から14までを準用する）	35～65
38		居宅内	常時介護又は看護をするもの	60

備考

※ 平日とは、月曜日から金曜日までをいいます。

※ 就学又は技能習得は、就労に準ずるものとして取り扱います。

※ 夜間就労（21時から翌日午前6時までの就労をいう。以下同じ。）をしている保護者が日中に休日をとる場合は、当該夜間就労の時間を日中における就労時間に換算します。

※ 居宅外の介護、看護等に要する時間は、居宅外労働の就労時間に相当するものとして取り扱います。

2 調整指数

番号	類型	細目	調整指数
1	世帯調整	ひとり親家庭であるとき	10
2		ひとり親家庭に準ずるものであると認められるとき	7
3		近隣（自宅からおおむね500メートル以内の場所）に保護者に代わって適切な育成をすることができる親族がいるとき	-1
4		保護者に代わって適切な育成をすることができる在宅の同居親族がいるとき	-2
5	学年調整	小学校1年生であるとき	20
6		小学校2年生であるとき	6
7		小学校3年生であるとき	4
8	特別支援児童調整	身体障害者手帳1級、2級若しくは3級又は愛の手帳を保持しているとき	25
9		身体障害者手帳4級、5級若しくは6級又は精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級を保持しているとき	23
10		特別支援学級に在籍しているとき	20
11	通学区調整	小学校内の学童クラブを利用する当該小学校の1年生であって、当該小学校の通学区内に居住しているとき	5
12	土曜日勤務調整	保護者が月2日以上土曜日（8時から19時までの時間帯で5時間以上）の就労を常態とし、かつ土曜日育成をしている学童クラブを希望する場合	5
13	育成料滞納調整	育成料を3か月以上滞納しているとき（既に当該滞納に係る納付を開始しているものを除く）	-3

備考

- 調整指数は、各細目に該当するものが複数ある場合は、当該調整指数を合算して算出するものとする。
- ひとり親家庭とは、墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年墨田区条例第33号）第2条第2項に規定するひとり親家庭をいう。
- 特別支援児童に係る利用の可否は、社会福祉法人愛理会クローバー学童クラブ実施要項に基づいて決定するものとする。
- 番号11について、保護者が複数いる場合は、すべての保護者について、上記要件を満たした場合に加点とする。
- 優先順位の判定方法
利用の承認は、基準指数と調整指数とを合算した指数が高い者から順に行うものとする。なお、当該合算した指数が同一である者が複数ある場合は、保護者の就労状況、帰宅時間及び育成料の納付状況の順に比較して、それぞれにおいて基準指数が高い者、次に帰宅時間（在職証明書の勤務終了時間に通勤時間を合わせたもの）が遅い者、次に調整指数13（育成料滞納調整）に該当しない者の順に優先順位を判定する。なお、帰宅時間が曜日によって違う場合は、平均とする。

